

主 文

被告人を懲役 5 年及び罰金 2 0 0 万円に処する。

未決勾留日数中 1 2 0 日をその懲役刑に算入する。

その罰金を完納することができないときは、金 5 0 0 0 円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、

第 1 【令和 7 年 1 2 月 1 7 日付け訴因及び罰条変更請求書による訴因変更後の令和 7 年 1 1 月 2 6 日付け起訴状記載の公訴事実第 1、第 3】

A、分離前の相被告人 B、分離前の相被告人 C、分離前の相被告人 D、分離前の相被告人 E、分離前の相被告人 F、G、H、I 及び J らと共謀の上、業として、

1 他人になりすまして特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けることの目的があることの情を知りながら、かつ、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、氏名不詳者から報酬を受ける約束で、G が、令和 7 年 4 月 1 0 日頃、津市 a 町 b 番地 c 同人方又はその周辺において、氏名不詳者に対し、アプリケーションソフト「テレグラム」のメッセージ送受信機能を利用して、株式会社 K 銀行 L 支店に開設された G 名義の普通預金口座の預貯金の引出し等に必要な情報である暗証番号及び同口座のインターネットバンキングの利用に必要なログインパスワードを送信して提供し、もって有償で、預貯金の引出し等に必要な情報を提供した。

2 他人になりすまして特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けることの目的があることの情を知りながら、かつ、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、氏名不詳者から報酬を受ける約束で、H が、同月 1 8 日頃から同月 2 4 日頃までの間、宮城県大崎

市d e丁目f番地g同人方又はその周辺において、氏名不詳者に対し、「テレグラム」のメッセージ送受信機能を利用して、株式会社K銀行M支店に開設されたH名義の普通預金口座の預貯金の引出し等に必要な情報である暗証番号及び同口座のインターネットバンキングの利用に必要なログインパスワードを送信して提供し、もって有償で、預貯金の引出し等に必要な情報を提供した。

3 他人になりすまして特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けることの目的があることの情を知りながら、かつ、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、氏名不詳者から報酬を受ける約束で、Iが、同年5月1日頃、岐阜県大垣市h i丁目j番地同人方又はその周辺において、氏名不詳者に対し、「テレグラム」のメッセージ送受信機能を利用して、株式会社K銀行N支店に開設されたI名義の普通預金口座の預貯金の引出し等に必要な情報である暗証番号及び同口座のインターネットバンキングの利用に必要なログインパスワードを送信して提供し、もって有償で、預貯金の引出し等に必要な情報を提供した。

4 他人になりすまして特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けることを目的として、かつ、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、報酬を支払う約束で、同月23日頃から同月24日頃までの間、Oをして、福島県田村市k町1番地m同人方又はその周辺において、「テレグラム」のメッセージ送受信機能を利用して、被告人らに対し、P銀行株式会社Q支店に開設された前記O名義の普通預金口座のインターネットバンキングの利用に必要なログインパスワード及び取引パスワード等を送信させ、もって有償で、預貯金の引出し等に必要な情報の提供を受けた。

第2 【令和7年11月26日付け起訴状記載の公訴事実第2】

携帯電話機の通信回線を利用する契約上の地位をだまし取ろうと考え、A、B、C、D、E、F及びOらと共謀の上、同年5月2日、Oが、福島県田村市k町1番地mO方において、インターネットに接続された携帯電話機を使用し、株式会社R

が提供する音声通話サービスおよびデータ通信サービスの申込みフォームのウェブサイトに接続し、真実は、Oは同サービスを使用せず、同サービスの提供を受ける契約上の地位をEに譲渡する意思であるのにこれを秘し、Oが自ら同サービスの提供を受けるかのように装い、同人を契約名義人とする同サービス契約の締結を申し込み、同社審査担当者にOが自ら同サービスの提供を受けるものと誤信させ、よって、同月4日、同社従業員をして同サービスの契約を締結させて、同社が管理する通信回線を利用する契約上の地位を取得し、もって人を欺いて財産上不法の利益を得た。

第3 【令和7年12月26日付け起訴状記載の公訴事実】

正当な払戻権限がないにもかかわらず、別表記載のとおり、令和6年10月17日頃から令和7年1月10日頃までの間、13回にわたり、山口県宇部市n番地pST店共同出張所ほか4か所において、各所に設置された現金自動預払機に株式会社K銀行が発行したU名義のキャッシュカード1枚を挿入して各機を作動させ、株式会社V銀行金融対策部長管理の現金合計245万円を引き出してこれを窃取した。

第4 【令和8年2月3日付け起訴状記載の公訴事実】

海外でいわゆる特殊詐欺を行っている氏名不詳者らから求人の依頼を受けていたところ、B、C、D、E、F及びWらと共謀の上、犯罪の実行役をさせる目的で、令和7年3月24日頃から同月29日頃までの間、日本国内のいずれかの場所において、前記特殊詐欺を行っている氏名不詳者らに対し、求職の申込みをしたX（当時25歳）の旅券の記載事項等のデータを提供した上、同月29日、同人を成田国際空港からベトナム社会主義共和国向け航空機に搭乗させて出国させるなどして、前記特殊詐欺を行っている氏名不詳者らに前記Xをいわゆるかけ子を行う詐欺の実行役として紹介して雇用させ、もって公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行った。

（量刑の理由）

本件は、被告人が、①口座名義人らと共謀の上、同人ら以外の人物に口座が使われることを知りながら、業として、口座名義人らの口座情報を提供したり、提供を受けたりした犯罪による収益の移転防止に関する法律違反、②申込人と共謀の上、通話サービス等を提供する会社に対し、申込人が携帯電話機の通信回線を利用するかのように装って契約を締結させ、通信回線を利用する契約上の地位をだまし取った詐欺、③正当な払戻権限がないにもかかわらず、13回にわたり他人名義のキャッシュカードを利用して現金合計245万円を引き出して窃取した窃盗、④いわゆる特殊詐欺のかけ子の実行役をさせる目的で、求職の申込みをした人物の旅券記載事項等のデータを提供した上、同人を航空機に乗せて出国させるなどし、同人を前記実行役として紹介して雇用させた職業安定法違反からなる事案である。

被告人は、自らが立ち上げた共犯者らを構成員とするグループにおいて、リーダーとして、構成員の勧誘及び決定、犯行スキームの決定及び指示、口座等の売却先の調達及び振り分け、構成員の役割分担及び報酬の決定等を行い、組織的かつ職業的に行われた本件各犯行を主導した上、他の構成員と比してはるかに高額な報酬を受け取った。多額の金銭や刺激を得るために社会的な害悪を広く拡散し得る本件各犯行に及んでおり、極めて身勝手かつ利欲的な動機に酌むべき点はまったくない。その上、被告人は、窃盗罪等の前科を複数有し、前記の累犯前科では、特殊詐欺の受け子及び出し子等に及んで窃盗、詐欺、詐欺未遂により懲役4年の判決を受けて服役したにもかかわらず、前刑の仮釈放から2年半弱で本件各犯行に及んだ。服役により反省と更生の機会を与えられたにもかかわらず、前科の犯罪である特殊詐欺等に利用される可能性のある口座売買やかけ子の紹介等といった同類の犯行を職業的に敢行した被告人の意思決定は強い非難に値し、その犯罪志向は根深い。

他方で、被告人が罪を認めて反省していることなどの酌むべき事情もある。

以上の諸事情を勘案し、被告人に対しては、主文の懲役刑に処した上、本件のような犯罪が経済的に割に合わないことを自覚させるため、罰金刑を併科するのが相当であると判断した。

令和 8 年 5 月 2 6 日

名古屋地方裁判所刑事第 5 部

裁判長裁判官 大 村 陽 一

裁判官 小 川 貴 紀

裁判官 中 村 憧 子